

平成25年度 第10回庁議要旨

日時：平成25年8月19日（月）

午前9時～

会場：庁議室

[審議事項]

1 （仮称）蛇田新駅（請願駅）誘致について（復興政策部）

東日本大震災による津波被害で住居を失った被災者の住宅再建・生活基盤再生を促すため、津波被害を受けていない内陸部において、被災者への宅地供給・災害公営住宅の建設を目的とした区画整理事業を実施しており、今後、蛇田地区は、区画整理事業により人口6,000人程度が増加し、鉄道、バス等の公共交通の需要が見込まれることから、新市街地において新駅設置により交通環境を整備し、新市街地住民のほか、周辺住民、通勤・通学者の公共交通の利便性の向上及び鉄道を利用した当該地域の発展を図るもの。

(1) 主な内容

ア （仮称）蛇田新駅（請願駅）誘致

新市街地において新駅設置により交通環境を整備し、新市街地住民のほか、周辺住民、通勤・通学者の公共交通の利便性の向上及び鉄道を利用した当該地域の発展を図ることを目的に、JR仙石線陸前赤井駅・蛇田駅間への新駅（請願駅）誘致に取り組む。

新駅（請願駅）の想定機能は、次のとおりである。

- ・無人駅、待合室、バリアフリー対応

イ 駅前広場整備

駅誘致に向けた環境整備として、駅前広場を整備する。

駅前広場の想定機能は、次のとおりである。

- ・駅前（交通）広場、公衆トイレ、駐輪場、植栽

(2) 今後の予定

ア 平成25年10月 JRとの基本設計協定を目指す。

イ 以降、各種手続、協定を経て、平成27年度の新駅開業を目指す。

2 （仮称）石巻市震災伝承検討委員会の設置について（復興政策部）

石巻市震災復興基本計画では、東日本大震災による深い傷跡や、震災を通じて得られた教訓について、全国各地から訪れる多くの人々や、後世の市民に永続的に伝承していくことを目的とした各種震災伝承事業の実施を掲げていることから、これら震災伝承に係る事業を具体的に展開していくため、有識者や関係者による専門的な見地からの検討を行うとともに、市に対する提言を行うため、（仮称）石巻市震災伝承検討委員会を設置するもの。

(1) 主な内容

ア 委員会の設置

(ア) 委員会の所掌事項

次の事項について検討と提言を行う。

- a 震災の記憶を伝承するための手法等に関すること。
- b 震災遺構の選定及び保存方法に関すること。
- c その他震災伝承に関すること。

(イ) 委員の構成

学識経験者、関係団体、及び国・県職員等15人以内で組織するものとし、市長が委嘱する。

イ 震災伝承調査事業の実施

委員会の設置に合わせ、事業に必要となる諸条件の整理や概算経費の算出など、今後、震災伝承事業の円滑な実施につなげるための総合的な調査事業を業務委託により行う。

【主な調査内容】

- ・震災遺構保存意義の整理
- ・市民意見の把握と分析
- ・保存手法に係る専門的な提案と概算経費（維持管理費含む）の算出 等

(2) 今後の予定

- ア 平成25年市議会第3回定例会に関係補正予算を提案
- イ 平成25年10月 委員会設置要綱の制定、第1回委員会の開催（委員の委嘱）
- ウ 平成25年11月 震災伝承調査事業の業務委託発注

3 石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について（復興事業部）

新蛇田南地区における被災市街地復興土地区画整理事業の施行にあたり、土地区画整理法の規定に基づき、本条例を改正するもの。

(1) 主な内容

別表第1（第2条、第3条関係）及び別表第2（第12条、第13条関係）に必要な事項を追加する。

(2) 今後の予定

- ア 平成25年市議会第3回定例会に提案
- イ 施行期日 新蛇田南地区土地区画整理事業計画決定公告の日

4 石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について（復興事業部）

湊西地区及び中央一丁目地区における被災市街地復興土地区画整理事業の施行にあたり、土地区画整理法の規定に基づき、本条例を改正するもの。

(1) 主な内容

別表第1（第2条関係）及び別表第2（第6条、第7条関係）に必要な事項を追加する。

(2) 今後の予定

- ア 平成25年市議会第3回定例会に提案
- イ 施行期日 湊西地区及び中央一丁目地区土地区画整理事業計画決定公告の日

5 石巻市防災集団移転・復興公営住宅入居に係る事前登録制度について（復興事業部）

復興公営住宅入居希望者等に対する事前登録制度を実施する。

なお、周知方法は、市報等による全体周知及び個別通知を実施する。

6 石巻市夜間急患センターの建設場所の決定について（健康部） －取り下げ－

7 地域包括ケアシステム推進本部の設置について（健康部）

仮設住宅での生活が長期化する中、高齢者の健康悪化や多問題ケースの事案が発生しているため、モデル的に開成・南境地区を中心とする包括ケアセンターを8月2日に開所したところであり、今年度は、この包括ケアセンターを運営しながら、地域包括ケアシステムの構築に向けた課題を整理して、推進事業計画を策定することとしている。

高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう包括的な支援・サービス提供体制を構築するため、地域包括ケアシステム推進本部を設置するもの。

(1) 主な内容

ア 推進本部の所掌事項

- (ア) 地域包括ケアシステムの構築に関すること。
- (イ) 地域包括ケアシステムの推進に関すること。
- (ウ) その他地域における高齢者等の生活実態に合わせた総合的な支援体制を構築するための重要事項に関すること。

イ 組織

- (ア) 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- (イ) 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- (ウ) 本部員は、復興政策部長、総務部長、財務部長、復興事業部長、河北総合支所長、雄勝総合支所長、河南総合支所長、桃生総合支所長、北上総合支所長、牡鹿総合支所長、生活環境部長、健康部長、福祉部長、産業部長、建設部長、病院局長、病院局事務部長、教育長、同委員会事務局長、会計管理者及び包括ケアセンター長をもって充てる。
- (エ) 本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる本部員のほか、臨時に本部員を任命することができる。
- (オ) 下部組織として、幹事会を設置する。
幹事長：健康部長、副幹事長：健康部次長
幹事：復興政策部次長、総務部次長、財務部次長、復興事業部次長、河北総合支所次長、雄勝総合支所次長、河南総合支所次長、桃生総合支所次長、北上総合支所次長、牡鹿総合支所次長、生活環境部次長、福祉部次長、産業部次長、建設部次長、病院局事務部次長、教育委員会事務局次長

(2) 今後の予定

- ア 平成25年度中 地域包括ケアシステム推進事業計画策定
- イ 平成26年度中 第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）策定

8 （仮称）石巻市児童センター条例の制定について（福祉部）

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、石巻市子どもの権利に関する条例に基づいた社会参加を推進するため、中高生を中心とした石巻市子どもまちづくりクラブを設立し、地域の復興への取組みを行っている。

このなかで、子どもたちが集い、様々な活動ができる場所として、(仮称)石巻市児童センターの建設が企画立案され、本年12月に建設完成する予定となり、建物については、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが施工者で、完成後は児童厚生施設として本市に寄贈されることとなったことから、本条例を制定するもの。

なお、石巻市中央児童館の児童館機能を本児童センター完成後に移行するため、石巻市中央児童館条例は廃止する。

(1) 主な内容

ア 施設の位置及び概要

(ア) 位置

石巻市立町一丁目6番1号

(イ) 概要

敷地面積 557.09㎡

建築面積 305.68㎡

延床面積 496.63㎡

構造 木造2階建て 屋上あり

イ 条例に規定する主な内容

前文 児童センター設置の理念

第1条～第2条 設置、名称及び位置

第3条 事業

第4条 利用時間及び休館日

第5条～第8条 利用者の範囲、団体の利用、利用の不承認、利用承認の取消し等

第9条～第10条 原状回復、損害賠償の義務

第11条 指定管理者による管理

第12条 委任

ウ 実施予定事業

(ア) 児童センターの管理及びイベント等

(イ) キッチン等を使用した交流会

(ウ) サークル等団体利用

(エ) 中高生のボランティア育成

(オ) 休日子育て相談

(カ) ファミリーサポートなど

(2) 今後の予定

ア 平成25年市議会第3回定例会に条例及び関係補正予算を提案

イ 施行期日 平成26年1月1日

9 石巻トゥモロービジネスタウンの事業承継（未分譲用地の一括購入）について（産業部）

石巻トゥモロービジネスタウン（TBT）の分譲業務は独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が行っているが、全40区画のうち22区画が未分譲となっており、機構による分譲業務は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令により平成26年3月31日までと規定されているため、機構からTBTの未分譲用地と賃貸地2区画の計24区画を本市へ一括譲渡し、TBTの事業承継をしたいとの依頼を受けている。

T B Tには、現在1, 100戸以上の応急仮設住宅が建設されており、その用地は、本市が機構から無償貸与を受けていることから、未分譲用地を機構から一括購入し、仮設住宅の機能を維持するとともに、住宅撤去後の企業誘致による産業の活性化及び雇用の創出を図るもの。

(1) 主な内容

- ア T B T全体面積 241, 318. 98㎡
- イ 分譲対象面積 206, 093. 01㎡ (40区画)
- ウ 購入面積
 - (ア) 未分譲地 131, 336. 24㎡ (22区画)
 - (イ) 賃貸地 6, 648. 61㎡ (2区画)
 - (ウ) 合計 137, 984. 85㎡ (24区画)
- エ 購入金額 178, 400, 000円

(2) 今後の予定

- ア 平成25年市議会第3回定例会に関係補正予算を提案
- イ 平成25年11月 機構とT B T一括譲渡に係る仮契約
- ウ 平成25年市議会第4回定例会に財産の取得について提案
- エ 平成26年 3月 T B T土地引受け

10 石巻市漁業経営震災復旧特別対策資金利子補給金交付要綱の制定について(産業部)

平成23年7月11日に創設した「石巻市東日本大震災水産業災害対策資金利子補給事業」は、金融機関に対する借入れの申し込みが平成24年12月28日に期限を迎え終了したが、多くの沿岸漁業者の生産活動は未だ復旧途上であり、特に漁業経営への金融面での支援が引き続き必要となっていることから、新たな利子補給事業を実施し、漁業経営の復旧・安定を図るもの。

(1) 主な内容

次の要件により貸し付けられた資金(漁業経営震災復旧特別対策資金)について、融資機関に対して約定償還期ごとに年利0.35%(基準金利2.35%、うち県補給率2.00%以内・本市補給率0.35%以内)の利子補給金を交付する。

ア 資金の目的

燃油・漁業資材の高騰や、輸入水産物等による生産物の価格低迷、及び東日本大震災の直接的・間接的影響等により復旧期の資金繰り難にある漁業者が、無利子で利用可能な資金を用意することで、漁業経営の復旧と安定に資するもの。

イ 融資対象者

東日本大震災被害漁業者で直近の水揚(売上)が平年水準に回復していない者

ウ 融資機関

漁業協同組合、県内に本店を有する銀行、信用金庫、信用組合

エ 資金の用途

運転資金・設備資金(当該年度の購買未払金も対象)

オ 貸付条件

(ア) 貸付限度額

- a 一般 500万円(直近の水揚(売上)が平年水準に比し90%未満)
- b 特認 1,000万円(直近の水揚(売上)が平年水準に比し70%未満)

(イ) 貸付利率 無利子

(ウ) 償還期間等 4年8か月以内（うち据置1年8か月以内）

(エ) 保証要件 漁業信用基金保証を要する。

カ 貸付実行期間 平成25年8月1日から平成26年3月28日まで

キ 利子補給 1/1～12/31を計算期間とし、融資平均残高の0.35%以内を交付

ク 融資枠 県全体で10億円

(2) 今後の予定

ア 平成25年市議会第3回定例会に関係補正予算を提案

イ 石巻市漁業経営震災復旧特別対策資金利子補給金交付要綱（決裁の日から施行）

1.1 産業用地整備事業に伴う特別会計の設置について（産業部）

産業用地整備事業に関する経理を明確にし、事業の円滑な運営を図るもの。

(1) 主な内容

石巻市特別会計条例に産業用地整備事業特別会計を加えるため、当該条例の一部を改正する。

(2) 今後の予定

平成25年市議会第3回定例会に条例及び特別会計予算を提案

1.2 石巻市河北総合センター（ビッグバン）と石巻市多目的ふれあい交流施設（遊楽館）の指定管理について（教育委員会）

河北総合センター・遊楽館を指定管理とすることにより、民間のノウハウを生かした弾力的・効率的な施設運営を実施し、市民の芸術文化の向上に資するとともに、勤務する市職員の減員により、震災復興業務への人員強化を図るもの。

(1) 主な内容

ア 導入時期・期間

(ア) 導入時期 平成26年4月1日

(イ) 導入期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5か年）

イ 指定管理者候補の選定方法

非公募とする。

指定管理者候補先 公益財団法人石巻市芸術文化振興財団（旧 財団法人石巻市文化スポーツ振興公社。以下「財団」という。）

ウ 非公募とする理由

(ア) 河北総合センター・遊楽館とも地域に密着した文化芸術体育施設として市民に親しまれており、複合文化施設ができるまで、市の中心的な文化芸術施設として機能させる必要がある。そのため、営利目的の指定管理者の運営にはなじまない。

(イ) 同財団は、旧石巻市時代に、純粋な民間業者では採算が取れない文化芸術事業を市民へ提供するため及び単年度予算に縛られない形での事業展開を実施するために設立されたもので、すでに四半世紀にわたり文化芸術事業の実施及び文化芸術施設の運営のノウハウを蓄積しているため。

(ウ) 両施設ともアリーナ等の体育施設もあるが、同財団には旧財団法人石巻市スポーツ振興財団職員も在籍しており、また、アリーナに関しては、市民会館の代替

施設としての利用もあること及び指定管理者制度導入前までは、石巻市総合運動公園の管理運営も受託していたため、体育施設の管理運営についてもノウハウを有していること。

エ 河北公民館・河南公民館について

公民館業務については、指定管理を導入せず、職員を配置し、従前どおりの事業を実施。

公民館職員に関しては、通常の公民館業務のほかに、地域分館長の任命、成人式の挙行、図書館分館の管理、社会体育施設（都市公園）の管理、地域のスポーツ振興業務等を実施していること、地域密着の事業が多いことを鑑み、当面は市直営とする。

なお、今後、公民館等の社会教育施設・社会体育施設に関し、指定管理制度導入について検討し、可能な施設から導入する予定。

(2) 今後の予定

ア 平成25年市議会第3回定例会に条例の一部改正を提案

イ 指定管理者選定手続き

ウ 平成25年度市議会第4回定例会に指定管理者の指定等を提案

エ 平成26年4月 指定管理開始

[報告事項]

1 寄磯地区集会所建設事業費補助金について（牡鹿総合支所）

東日本大震災に際し、ドイツ赤十字社を通じてドイツ連邦共和国から海外救援金が日本赤十字社に寄せられ、寄磯地区集会所の建設支援を行いたい旨の申し出があった。

日本赤十字社は、同国の申し出を検討した結果、本支援は、同社が実施している復興支援事業の目的、基本方針に沿うものであると判断し、日本赤十字社補助事業実施に関する事務手続き要領に基づき、本市を通じ、寄磯地区振興会に対して、9千万円を上限に支援することを決定したことから、震災で被災した寄磯地区の住民の復興に係る情報交換や健康増進、高齢者や子ども達が集まって懇談できる拠点を確保するため、寄磯地区集会所の整備を支援するもの。

(1) 主な内容

（仮称）寄磯地区集会所

敷地面積 442.72㎡

建築面積 222.52㎡

延床面積 222.52㎡

構造 鉄骨造平屋建て1棟

(2) 今後の予定

ア 平成25年市議会第3回定例会に歳入歳出予算を提案

イ 工事着工は、平成25年11月1日、平成26年3月を完成予定とする。

2 石巻市石巻駅前広場及び駅前駐輪場に係る防犯カメラの設置及び運用基準の制定について（建設部）

石巻駅前広場及び駅前駐輪場に防犯カメラを設置し、運用することに関し、配慮すべき事項を定めることにより、市民のプライバシーを保護するとともに、防犯カメラに対する市民の不安感の解消を図り、もって防犯カメラの設置及び運用の適正化を図るもの。

(1) 主な内容

ア 防犯カメラの設置場所

(ア) 石巻駅前広場

(イ) 石巻駅前第1駐輪場、第2駐輪場、第4駐輪場、第5駐輪場

イ 基準で定める主な内容

第1条～第2条 目的、定義

第3条 設置目的の明確化、撮影範囲

第4条 管理責任者の設置、操作取扱者の指定

第5条 防犯カメラを設置している旨の表示

第6条 撮影された画像の適正な管理

第7条 秘密の保持、撮影された画像の提供の制限

第8条 問い合わせ、苦情等への対応

第9条 業務委託の場合の基準遵守

(2) 今後の予定

ア 平成25年9月 指名競争入札

イ 同年 10月 防犯カメラ設置